

自治体議会議員の新たな位置付け

— 都道府県議会制度研究会最終報告 —

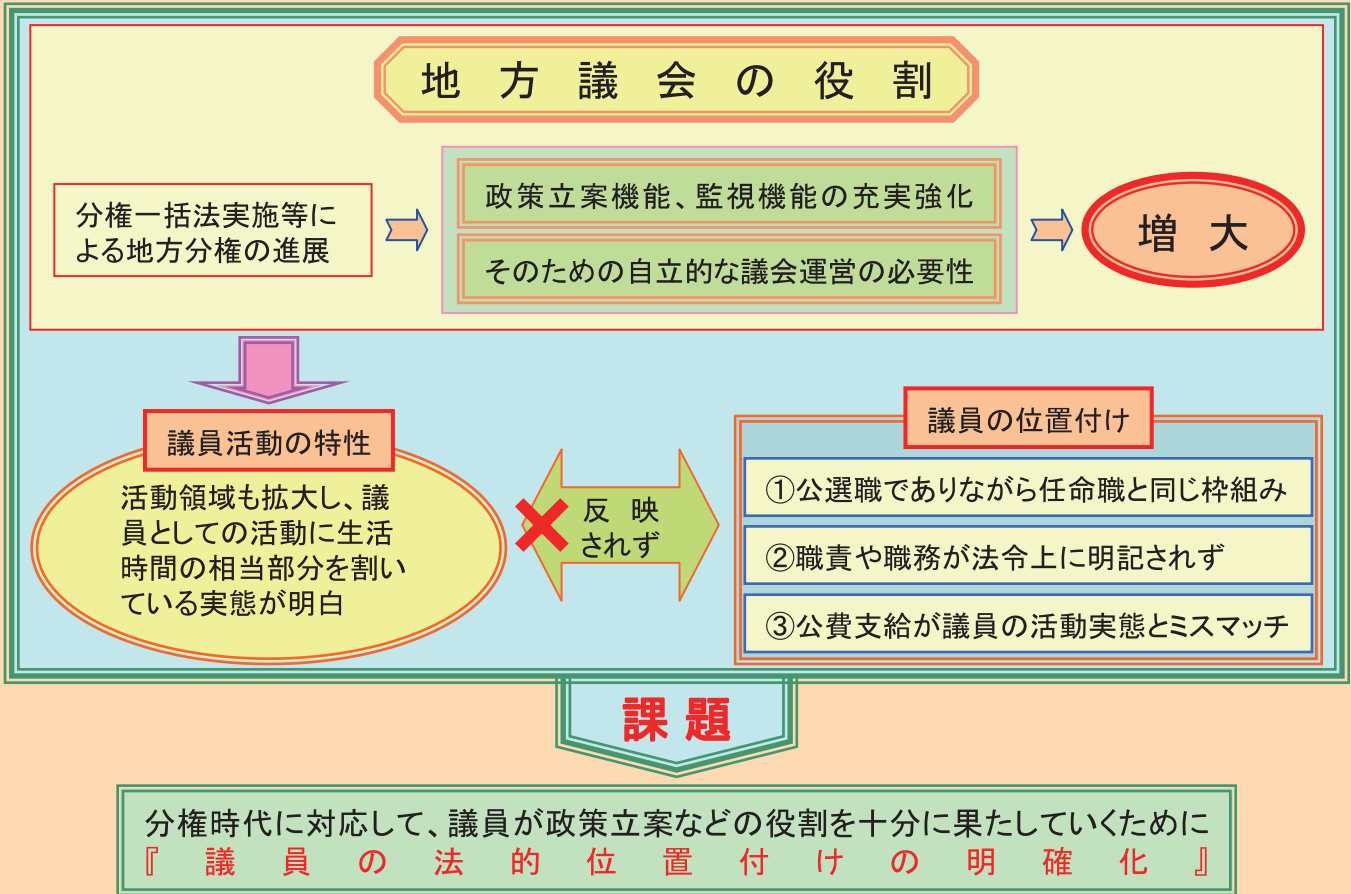
(概 要)

平成19年4月19日

都道府県議会制度研究会

大 森 彌 (座長・東京大学名誉教授)
大 山 礼 子 (駒澤大学法学部教授)
金 井 利 之 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
川 村 仁 弘 (立教大学経営学部教授)
小 林 良 彰 (座長代理・慶應義塾大学法学部教授)
斎 藤 誠 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
野 村 稔 (前全国都道府県議会議長会議事調査部長)

はじめに



I 自治体議会議員の新たな位置付け

提案1	自治体議会の議員の職責・職務を法令上に明確に位置付けるため、地方自治法に自治体議会の議員の職責・職務に関する規定を新設せよ
-----	---------------------------------------------------------------

議員の職責・職務についての考え方

◎ 職 責	<ul style="list-style-type: none"> ① 公務員として住民全体の奉仕者 ② 住民の直接選挙によって選出されることから生ずる住民の代表者 ③ 合議体の構成員として議会の機能を遂行する 	◎ 職 務	<ul style="list-style-type: none"> ① 自治体の政策形成にかかわる調査・企画・立案 ② 政策形成に必要な情報収集、意向調査、住民との意見交換などの活動 ③ 政策形成に関する調査研究の推進に資するため議案調査、事務調査などの活動 ④ 議会の適正かつ効率的な運営・管理の確保のための会派代表者会議などへの出席 ⑤ 議会の会議における審議を通じて団体意思(例えば条例)または機関意思(例えば意見書)を確定(議決)する ⑥ 執行機関としての首長等による団体意思の執行・実施が適法・適正に、かつ公平・効率的・民主的になされているかどうかを監視し、必要に応じて是正措置を促し、または代案を提示する ⑦ 団体意思の執行・実施によって、当初の意図どおりの効果・成果をあげたかどうかを評価し、必要な対応を促す ⑧ 自治体が主催・共催する記念式典その他の公的行事への出席
議員の職務の具体化に当たっては、各自治体の条例の定めにより、実情に即した対応を可能とする			

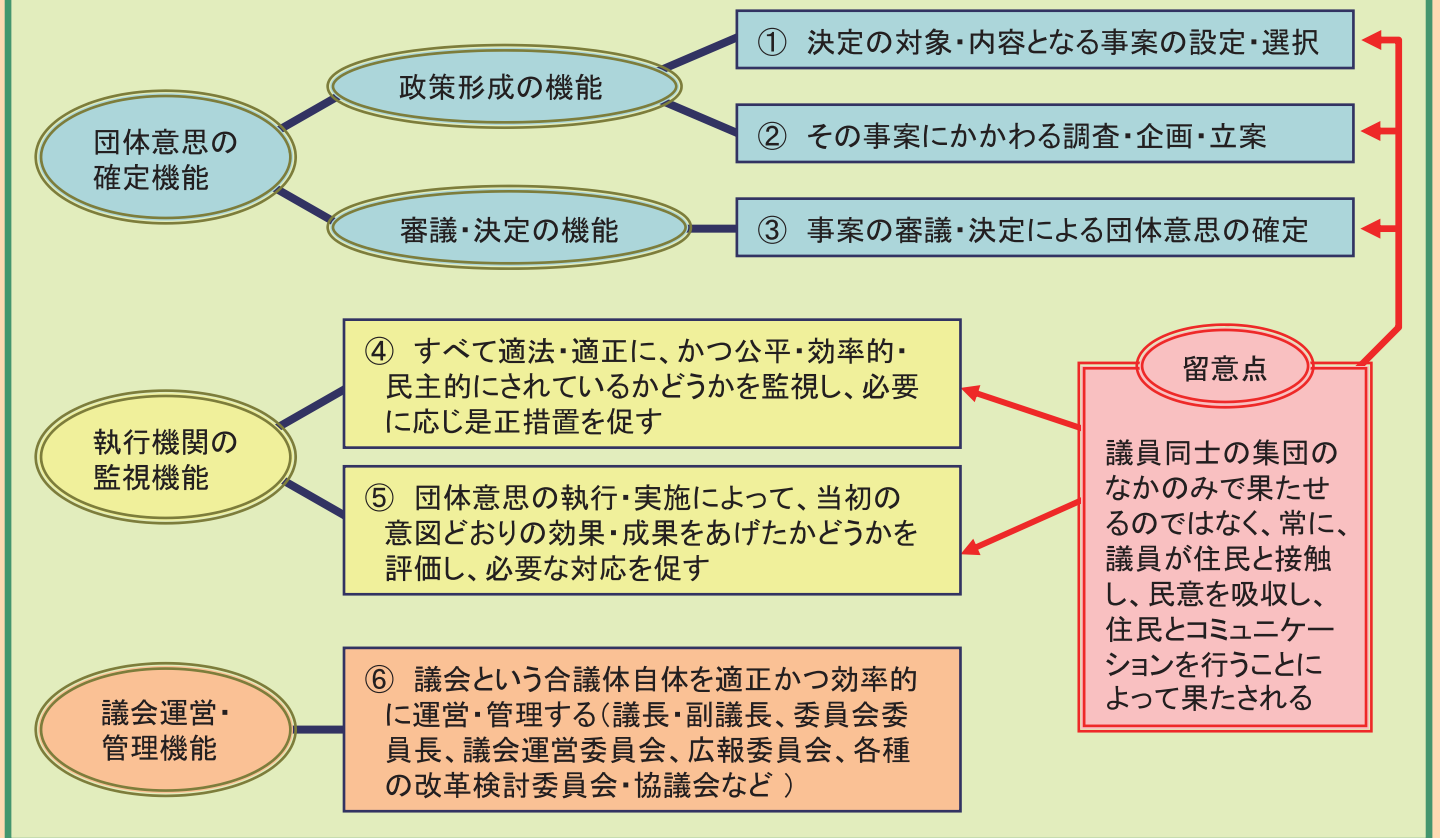
規定新設の効果

議員が任命職である職員とは異なる公選職(住民の直接選挙によって公選されて就任)という身分であることの明確化

議員の活動に対する評価や期待における議員と住民とのズレの縮小及び不当に狭く解釈されてきた議員の活動領域を適正に定めることによる、活動の積極的展開のための環境整備

一般に誤解を与えている非常勤職的な扱いの是正

議会の機能と議員の職務(議員の活動によって遂行される議会の機能)



「自治体議会議員の新たな位置付け」における議員職務の範囲

「新たな位置付け」の趣旨

職務遂行について高い独立性が保障されている議員の活動を保障・助長し、議員が住民代表として十分に活動できるような身分を有する者として位置付ける

職務活動 領域拡大

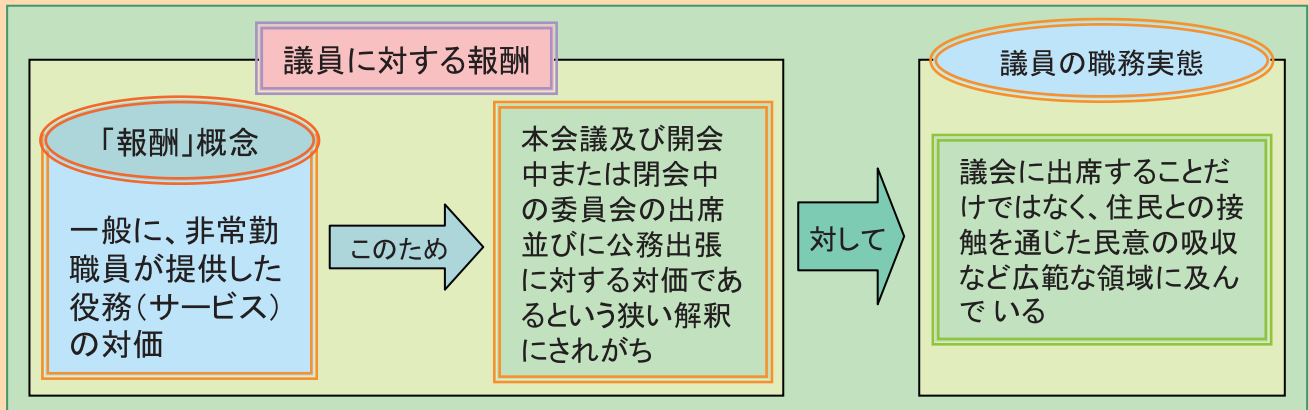
① これまでは必ずしも正規の議員活動とは認められてこなかった住民との接触活動(当該活動が外形的に明確に選挙活動に該当すると認められる場合などを除く)

② 会期中及び閉会中における議案や委員会の調査事件に関する調査のための活動

③ 自治体が主催・共催する記念式典その他の公的行事への出席

提案2

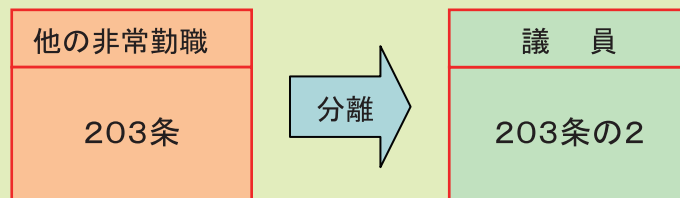
- 地方自治法第203条から議会の議員に関する規定を分離し、「報酬」を「地方歳費(仮称)」に改めることとし、次のような条項を新設・別置きせよ
- 第203条の2 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、地方歳費(仮称)を支給しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
 - 3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
 - 4 普通地方公共団体の議会の議員の地方歳費(仮称)、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。



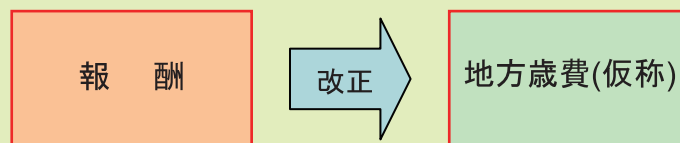
「報酬」という名称は、議員の職務実態を反映した名称としてはふさわしくない

「自治体議会議員の新たな位置付け」における議員としての職務と整合性がとれるよう、議会の議員に対する対価については、議員としての**広範な職務遂行に対する公費支給**と解すべき

現在、議員が他の非常勤職とともに規定されている地方自治法第203条から議員を分離し、独立の条文とする



職務実態にふさわしい名称に改める

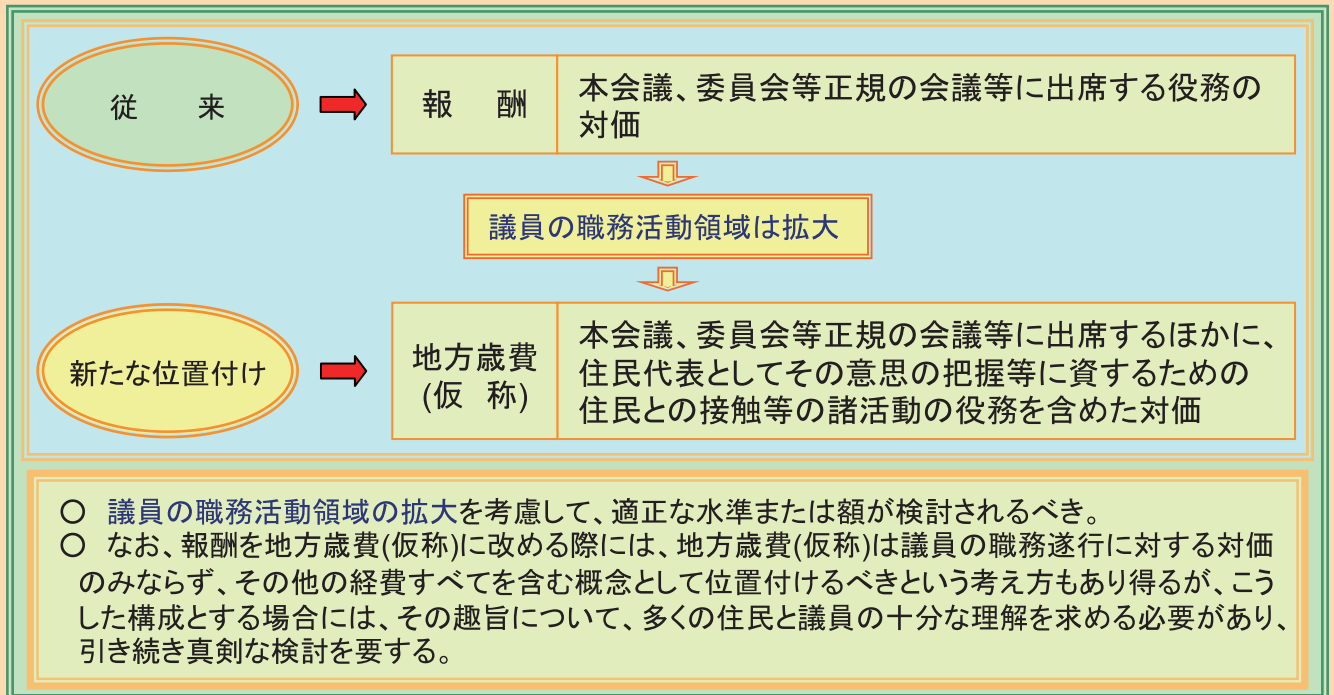


※ 「報酬」に代えて「地方歳費(仮称)」としたが、これは、自治体議会議員の歳費の意であり、国会議員の場合には「国庫から相当額の歳費を受ける」とされ「歳費」が使われていることとの区別を考慮したものである。
また「年俸」や「議員報酬」という対案もあり得ることから、自治体議会議員の新たな位置付けにふさわしい名称を考えることが望ましい。

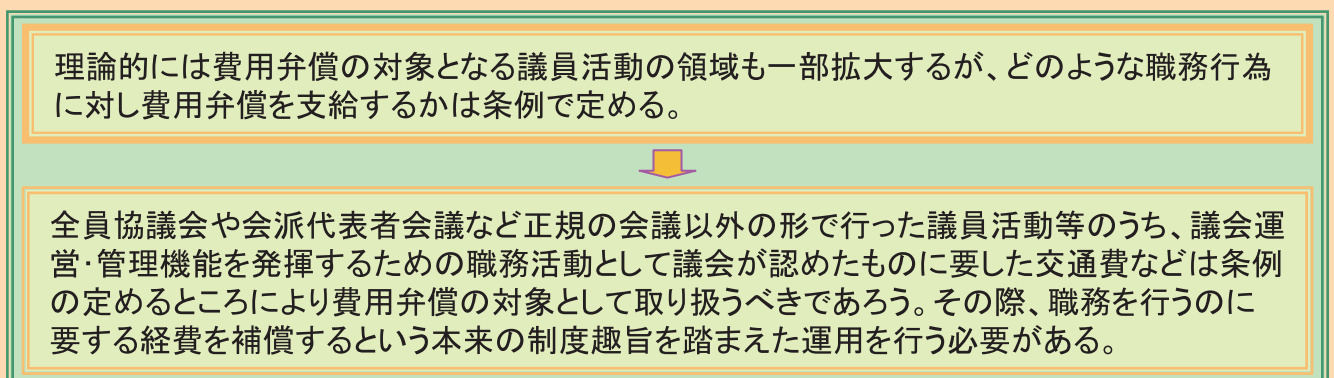
II 議員活動に対する公費支給の検討

「自治体議会議員の新たな位置付け」と議員の職務活動に対する公費支給

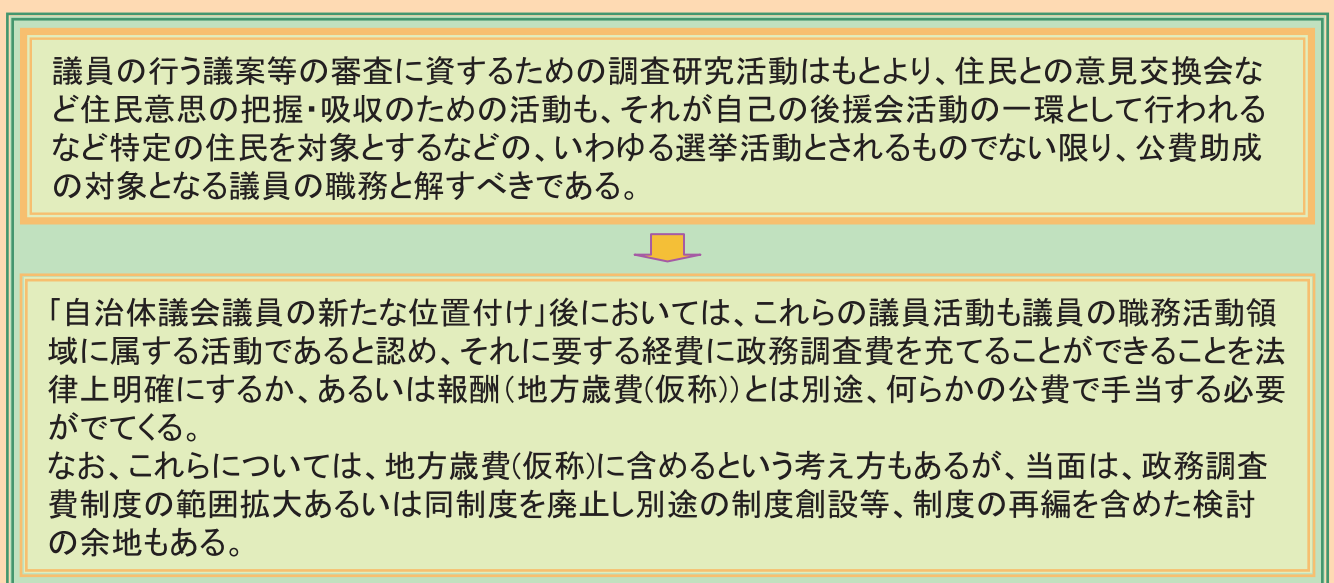
(1) 報酬(地方歳費(仮称))について



(2) 費用弁償について



(3) 政務調査費について



「自治体議会議員の新たな位置付け」を契機に、(1)～(3)など公費支給の水準または額の決定に当たっては、広く住民に納得できるような審議と決定手続きを工夫することが考えられる。

